

J R 精神障害者割引制度を利用するためには 手続きが必要な場合があります

【精神障害者保健福祉手帳をお持ちで手続きが必要な方】

① 写真の貼付けがない方

写真貼付欄

② 旅客運賃減額の記載のない方

旅客鉄道株式会社等
旅客運賃減額 第一種・第二種

愛媛県

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳



JR 精神障害者割引制度の利用をご希望で、①②に該当する方はお住いの市町の精神障害者保健福祉手帳の申請窓口へお申し出ください。

～ J R精神障害者割引制度の導入について ～

2025年4月1日より、J Rグループでは精神障害者割引制度を導入します。

【精神障害者割引制度の概要】

1 介護者の方と一緒にご利用になる場合

- ① 手帳をお持ちの方と介護者の方には、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。
- ② 割引となる介護者の方は1名です。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方と介護者の方	・ 普通乗車券・回数乗車券・普通急行券 ・ 定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割
12歳未満の第2種精神障害者の方と介護者の方	・ 定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	5割

2 手帳をお持ちの方がおひとりでご利用になる場合

※片道の営業キロが100キロを超える場合に限りです。

対象者	対象となる乗車券類	割引率
第1種精神障害者の方・第2種精神障害者の方	・ 普通乗車券	5割